

広島県監査委員告示第一号

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県代表監査委員 川 上 俊 幸

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程（平成十六年広島県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の職) 第三条 (略) 一・二 (略) 三 監査総括監 四―八 (略) 九・十 (略) 二―四 (略) 5 監査総括監は、上司の命を受け、職員を指揮監督し、監査の企画調整及び審査に関する事務を掌理する。 6―10 (略) 11・12 (略) (事務局の事務) 第四条 (略) 一―八 (略) 九 基金運用状況の審査に関すること。 十 (略) 十一 内部統制評価報告書の審査に関すること。 十二―二十二 (略) 2 前項に規定する事務のうち、第十七号から第二十二号までの事務及び監査委員事務局長が特に命じた事務に関するものは、合同総務課が所掌するものとする。</p>	<p>(職員の職) 第三条 (略) 一・二 (略) 三 監査総括監 四―八 (略) 九 事業調整員 十・十一 (略) 二―四 (略) 5 監査総括監は、上司の命を受け、職員を指揮監督し、監査の企画調整及び審査に関する事務を掌理する。 6―10 (略) 11 事業調整員は、上司の命を受け、特定の事業の調整に係る事務に従事する。 12・13 (略) (事務局の事務) 第四条 (略) 一―八 (略) 九 基金運用の審査に関すること。 十 (略) 十一―二十一 (略) 2 前項に規定する事務のうち、第十六号から第二十一号までの事務及び監査委員事務局長が特に命じた事務に関するものは、合同総務課が所掌するものとする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。